

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における不適正な経理処理事案について
(中間報告)

平成26年12月19日
農業・食品産業技術総合研究機構

農業・食品産業技術総合研究機構において、プリペイド方式によるDNA合成製品等の取引及び預け金等の取引による不適正な経理処理が行われている事実が判明した。
外部委員（弁護士及び公認会計士）を含む調査委員会による調査結果を踏まえ、二度とこのような事態が生じることのないよう、再発防止策を実施するなど適切な措置を講じることとした。

1. 調査の経緯

関東信越国税局の指摘を受け、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）では、調査委員会を立ち上げ、不適正な経理処理事案に係る調査を行い、本年3月28日に中間報告として公表（不適正な経理処理の金額約197万円、関与職員5名）。

引き続き全容解明に向けた調査を進める中で、預け金等の不適正な経理処理が行われていたとの疑いが判明。

2. 調査方法

上記を踏まえ、平成26年8月21日付けで調査委員会の委員を増員し、調査を継続。農研機構の会計関係書類の確認が可能な期間（平成18～25年度）における研究用消耗品等に係る全ての取引を対象とし、取引業者への聞き取りと関係する書類の提出を受け、転出者等を含む全ての研究職員等に対して聞き取り調査等を行い、不適正な経理処理の有無を確認。

3. 確認された事実

(1) 289名の研究職員が総額474,460,323円の不適正な経理処理に関与した。

項目	契約金額（円）	関与人数（人）
プリペイド方式	191,803,459	248
預け金	190,604,789	57
一括払	92,052,075	34
計	474,460,323	実人数 289

プリペイド方式：DNA合成製品等の取引にあたり、あらかじめ研究職員がメーカーに口座登録し、必要とするDNA合成製品等に係る代金を前払いしておき、研究職員が必要な時にDNA合成製品の製造又は解析をメーカーに連絡すると、後日に納入される方式。

預け金：契約物品等が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより代金を支払い、当該支払額を原資として後日にこれを利用して物品等を納入させるもの。

一括払：正規の契約手続きを行わないまま、随時、代理店に物品等を納入させた上で、後日、納入された物品等とは異なる物品等の請求書等を提出させて、これらの物品等が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより一括して支払うもの。

(2) 農研機構を退職した研究職員3名が、退職後に勤務した大学において、農研機構在

籍時のプリペイド口座から合計1,122,232円を使用したこと、また、DNA合成製品等の購入時のサービスとして、13名の者が101万円相当の景品を受領したことが判明した。これらについては、すでに当該金額が農研機構に返納されている。

- (3) このほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高130,741,554円については農研機構の文書保存期間外のため、取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。
- (4) また、これまでのところ、農研機構が取引業者に振り込んだ契約代金は全て納入した物品等として費消されている。併せて、当該物品等について研究用以外での使用の事実はなかった。

4. 発生要因

- (1) 取引業者と研究職員が日常的に接触する中で、研究上の便宜を図ることが優先され、契約・検収部門を通さない直接取引が行われることとなった。
- (2) DNA合成製品等について、従来 of 物品等を前提とした検収体制では必ずしも十分な対応が行われてこなかった。
- (3) 研究職員の公的研究費や適正な契約手続きに対する認識が不足していた。

5. 再発防止策

- (1) 取引業者と研究職員の直接的な取引の禁止を徹底するため、全研究職員から誓約書の提出を求めるとともに、研究職員が取引業者から情報収集する場合は、決められたオープンスペースを利用する。
- (2) つくば地区に検収センターを設置して納入物品等の一元的管理を行うとともに、研究内容等について一定の知見を有する者の検収業務への配置など検収体制を強化する。
- (3) 職員の意識改革に向け、全ての研究職員及び経理担当職員を対象に、コンプライアンス等に関する研修会を開催するとともに、研修効果を測定するため考査を実施し、必要に応じて再考査を実施する。
- (4) 従来 of 書面審査に加えて、研究現場での聞き取り調査をするとともに、取引の多い業者に対し会計帳票等の提供を求め、不審な点が認められる場合には臨時的な監査を実施するなど、内部監査機能の強化を図る。

6. 今後の対応

- (1) 早期の全容解明に向け、更に調査を進める。
- (2) 不適正な経理処理に関する研究費について、交付元へ適切に返還を行う。
- (3) 関係者の処分について、全容解明等を踏まえ、厳正に対処する。